

2022年ジュニアカート選手権統一規則 改正案

※下線部分：改正箇所

2022年改正案	2021年規則
<p style="text-align: center;">第1章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 競技会参加に関する事項</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>第13条 エントリーの資格</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ドライバーの出場資格： ジュニアカート選手権競技に出場するドライバーは、部門毎に以下の条件を満たしていること。 ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。</p> <p>1) フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門</p> <p>(1) ライセンス ジュニアA、<u>国際Gライセンス</u>所持者とする。 または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 年齢制限 12歳 (12歳の誕生日を迎える当該年) 以上15歳未満の者。 なお、当該年に満14歳に達しても<u>国際Fライセンス</u>を取得しなければ、また、当該年に15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2) フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門</p> <p>(1) ライセンス ジュニアA、<u>国際Gライセンス</u>所持者とする。 または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 競技会参加に関する事項</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>第13条 エントリーの資格</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ドライバーの出場資格： ジュニアカート選手権競技に出場するドライバーは、部門毎に以下の条件を満たしていること。 ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。</p> <p>1) フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門</p> <p>(1) ライセンス ジュニアA、<u>国際Cジュニアドライバーライセンス</u>所持者とする。 または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 年齢制限 12歳 (12歳の誕生日を迎える当該年) 以上15歳未満の者。 なお、当該年に満14歳に達しても<u>国際Cリストラクティッドライセンス</u>を取得しなければ、また、当該年に15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2) フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門</p> <p>(1) ライセンス ジュニアA、<u>国際Cジュニアドライバーライセンス</u>所持者とする。 または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。</p> <p>①～③ (略)</p>

(2) ~ (3) (略)
3. (略)
第14条~第15条 (略)

第3章 (略)

第4章 競技に関する事項

第22条~第26条 (略)

第27条 セカンドチャンスヒート

1. ~2. (略)

3. グリッドポジションは、予選でのポイントの少ない順とし、同ポイント
の場合はタイムトライアルの成績による。

第28条~第31条 (略)

第5章~第11章 (略)

以上

(2) ~ (3) (略)
3. (略)
第14条~第15条 (略)

第3章 (略)

第4章 競技に関する事項

第22条~第26条 (略)

第27条 セカンドチャンスヒート

1. ~2. (略)

第28条~第31条 (略)

第5章~第11章 (略)

以上